

告 示

埼玉県告示第七百二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年七月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

寺西 亮雄	松浦 知恵	星田 茂	居城 甫	中村 吉成	畑 仁美
肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	聴覚障害
脳神経外科	脳神経外科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
循環器・呼吸器病センター 	医療法人社団浩蓉会埼玉脳神経外科病院 	社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院 	医療法人社団東光会戸田中央リハビリテーション病院 	学校法人北里研究所北里大学メディカルセンター 	よしなみ耳鼻科クリニック ク
六 熊谷市板井千六百九十六	一 鴻巣市上谷六百六十四	一 久喜市上早見四百十八	二十九 戸田市新曾南四一	北本市荒井六一百	一 鶴ヶ島市富士見一 一ワカバウォーク2F
令和四年六月十六日	令和四年六月十六日	令和四年六月十六日	令和四年六月十六日	令和四年六月十六日	令和四年六月十六日

